

平成20年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成20年9月24日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
議案第54号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第58号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 平成20年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定について
議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について
議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について
議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
議案第73号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第74号 那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正について
議案第75号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について
議案第76号 市道路線の認定及び廃止について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 認定第 1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成19年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 定数・報酬特別委員会調査結果の報告について
(報告)

日程第 4 議員の派遣について
(採決)

追加 (第1号)

日程第 1 議案第77号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 発議第 6号 霞ヶ浦導水事業那珂川取水口建設反対に関する意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 発議第 7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 発議第 8号 那須塩原市議会議員の定数条例の制定について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	白井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 支所 長

田代哲夫君
塩谷章雄君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫君
印南叶君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 係長 福田博昭

議事調査係 係長 高塩浩幸

議事調査係 係長 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植木弘行君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は31名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

◎議案第53号～議案第68号、
議案第70号、議案第72号～
議案第76号及び請願・陳情の
各常任委員長報告、質疑、討論、
採決

- 議長（植木弘行君） 日程第1、議案第53号から
議案第68号まで及び議案第70号並びに議案第72号
から議案第76号までの22件及び請願・陳情等につ
いては、関係常任委員会並びに定数・報酬特別委
員会に付託してあります。

各常任委員長並びに特別委員長は一括して審査
の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。
25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

- 総務教育常任委員長（相馬義一君） おはようご
ざいます。

総務教育常任委員会の審査結果について、ご報
告いたします。

平成20年第4回那須塩原市議会定例会において

当委員会に付託された案件は、条例案件7件、予
算案件3件、陳情2件の12件であります。

これらを審査するため、9月16日火曜、17日水
曜の2日間、午前10時から第1委員会室において、
委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等
の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第53号 平成20年度那須塩原市一般
会計補正予算（第2号）の審査結果について、説
明は省略し、質疑等を中心に申し上げます。

教育総務課の質疑では、東那須中学校テニスコ
ートの改修が計上されているが、他の小中学校の
現地調査はやられたかの質疑に対し、現地調査に
ついては今後の中で対応していきたいとの答弁が
なされました。

また、黒磯北中の防球ネット、防砂ネット改修
があるが、内容はどの質疑に対して、防球ネット
と防砂ネットを兼ねて設置するもので、防砂ネッ
トを張って、その上に防球ネットを設置するとの
答弁がなされました。

学校教育課の質疑では、英語指導助手の委託料
が減額されているが、委託業者の選定はどの質疑
に対して、今回入札をプロポーザル方式で行い、
評価をした。より質のよいものを子どもたちに提
供できるようにということで、厳しい条件を付し
て説明を求めた上での契約であるとの答弁がなさ
れました。

スポーツ振興課の質疑では、スポーツ振興事業
の報奨金で、オリンピックの基準はどの質疑に対
して、オリンピックの規定はないが、特例という
形で地元の出身者ということで20万円であるとの
答弁がなされました。

議案第53号については、全員異議なく承認され
ました。

次に、議案第56号 平成20年度那須塩原市介護
保険特別会計補正予算（第1号）の歳入、保険料

については、平成19年滞納繰越分普通徴収保険料が確定したため計上するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第60号 平成20年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）については、平成19年度決算に伴う繰越金の整理を行うもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定については、国が進めているふるさと納税制度にあわせて寄附条例を制定するものであります。

質疑では、寄附金の事業の用途を指定できる、また事業に充てるために基金を設置するが、管理の仕方はどうするのかとの質疑に対して、受け入れる寄附の中にはすぐに使ってもらいたいという趣旨の寄附もあるが、内容によってはある程度原資がたまらないと実現できない事業もあるため、そういうものは基金の中で管理をして、寄附した方には説明を行う考えであるとの答弁がなされました。

議案第65号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定については、現行の情報公開条例及び個人情報保護条例の双方に設置根拠があります審査会について、附属機関としての位置づけを明確にするため1つにまとめて審査会の設置条例として制定するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正については、市の保有する情報の一層の開示を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的に現行条例を全面的に改正するものであります。

質疑では、第5条、請求の手続で、請求理由の記載に対する質疑に対して、開示非公開の判断根

拠にするもので、任意的な記載事項であり、書かなくても請求を受け付けないということではないとの答弁がなされました。

議案第67号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について。個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な事項を定めることで、個人の権利、利益を保護し、より公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的に現行条例を全面的に改正するものであります。

質疑では、開示請求権で、当該死者の法定相続人とあるが、法定相続人の人であればだれでも構わないということかとの質疑に対して、法定相続人の権利がある方1人でも個人情報を請求できる。その場合は法定相続人とわかるものを提示していただくことになるとの答弁がなされました。

また、罰則規定で、実質的不利益、損害をこうむった場合の責任の所在はケース・バイ・ケースになると思うが、考え方はどの質疑に対して、基本的に34条、35条、36条はこういう事実があった場合は訴えられる。警察、検察に訴え、そこが調査をするという形になるとの答弁がなされました。

議案第68号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例中の用語を改めるため改正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正

については、教育公務員特例法の一部改正に伴い、この法律の各条項と整合を図ることと、給与条例の改正に伴い、号級を改めるため改正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第74号 那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正については、本年10月に上塩原小学校跡地に開設を予定している（仮称）教育体験研修センターについて、施設の名称及び位置を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

質疑では、事業としては単年度ごとに検証すると思うが、初めての特化した取り組みということでは事業自体未知のものだと思うが、何年ぐらいのスパンの中での検証、発展的な見直しの考えはとの質疑に対して、検証は1年ごとに必要だと思っており、将来に向かっては見直す時期が来るだろうと思っている。将来に向けて、少しでもよい施設をつくっていききたいとの答弁がなされました。

討論では、本事業に当たっては、将来を担う子どもたちがさまざまな事情を抱えて心に悩みを抱え、学校に通えない子ども一人一人を支援、救済していこうという事業であって、本当に評価に値するものだと思う。さらには、全国的にも県内でも市町村レベルでは初めての取り組みということで、本市の教育行政に対する、あるいは子どもたちの健全育成に対する意気込み、意欲というものを強く感じるものであり、これもあわせて評価をしていきたい。しかしながら、将来においてということ考えると、事業自体が補助事業ではなく市単独の事業であり、市民の血税で行っていく事業であることなどから、創意工夫によってさらなる有効活用が図られるものが将来的にはあるのではないかという思いがある。さらには、地元住民の意向、議会のさまざまな意見も当然のことながら反映させていただきまして、この事業を1年ご

との検証はもちろん、2年、3年というスパンの中で発展的な見直しとさらなる有効活用をぜひ検討していただきたいことを要望し、本案に賛成する。

また、那須塩原市の教育の根幹である教育の目標は人づくりである。まさにこの施設はその意思を反映したものであると思っている。この施設は不登校児童生徒の学校復帰を願うものであり、将来を担う那須塩原市の子どもたちがぜひとも一日も早い復帰をして、将来那須塩原市に住んでよかったと言われる市づくりにぜひとも参加していただきたいということを切に願うものである。もちろん、この施設の職員の方々の努力というものは非常に大切であり、地元との密接なつながり、教育委員会のご尽力、また市議会の支援というものは不可欠だと思っているわけである。いずれにしても、将来に向けてよい施設となるよう心よりご祈念を申し上げ、本案に賛成するなどの討論がなされました。

議案第74号は、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第5号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情の審査結果について申し上げます。

意見では、学区審議会で今審議をしている最中である。また、気持ちは読んでよくわかるが、これを認めることによって、やはり学区審議会に力がかかるということもあるし、ほかの地域の方たちもいろいろな思いがあると思うので、一応答申が出るまでは継続審査としたい。

横林小学校は学校整備も大分進んでおり、児童もふえてきている。今後、分譲地等も相当ふえる要素もある。田園風景の中で非常によい環境の中で勉強ができるということは、教育にとってよいことであるなどの意見が出されました。

陳情第5号については、全員異議なく継続審査

と決定されました。

次に、陳情第6号 『「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書』採択をお願いする陳情書の審査結果について申し上げます。

意見では、協同労働の法制化について、まだまだ不明確な部分もあるので、資料等の収集を含めて検討するため、継続審査としたいなどの意見があり、陳情第6号については、全員異議なく継続審査と決定されました。

以上が総務教育常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長(植木弘行君) 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。
30番、金子哲也君。

[福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇]

○福祉環境常任委員長(金子哲也君) 福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成20年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案5件、条例案1件、その他の案件1件の計7件であります。

9月16日、17日の2日間、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

説明は省略し、質疑等を中心に申し上げます。

まず、議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)の審査結果について申し上げます。

まず、保健福祉部について申し上げます。

歳入の主なものは老人保健特別会計繰入金1億7,863万5,000円で、前年度精算により計上するものであります。

歳出の主なものは児童扶養手当費4,200万円を初め、不足が見込まれる保育園運営費585万4,000円や国民健康保険特別会計繰出金9,994万9,000円、老人保健特別会計繰出金606万2,000円を追加するものであります。

質疑では、社会福祉担当課で、3款1項2目障害者福祉サービス費の障害者福祉サービス周知パンフレット、ガイドブックの配布対応はどうなっているかの質疑に対し、パンフレットは自立支援法の制度の周知で利用者負担が主な内容である。また、ガイドブックは施設一覧等である。市で3障害の合計は4,650人であり、5,000部を発行したいと考えているとの答弁がなされました。

高齢福祉担当課では、3款1項6目自立対策。生活支援事業で地域づくりアドバイザー養成の講師謝礼とのことであるが、その内容はどのようなものか、どのような方が講師となるのかとの質疑に対し、介護予防推進の人材育成のための講座開催である。地域活性化センターから講師を選定する予定であるとの答弁がなされました。

子ども担当課では、3款2項6目児童扶養手当費で、離婚をしていながら事実婚であるような疑いのある場合の対応はとの質疑に対し、そういう通報があれば直接訪問して実態を調査するとの答弁がなされました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、歳入では13款使用料及び手数料で清掃手数料5,226万3,000円を計上、指定ごみ袋収入を見込むものです。

歳出では、新たに指定ごみ袋管理事業費4,142万3,000円を計上し、来年度に向けて準備を進めるものです。

質疑では、環境対策課で、指定ごみ袋管理事業で袋の販売手数料は幾らかとの質疑に対し、1枚4円20銭、10枚単位なので1袋42円であるとの答

弁がありました。

また、ごみの説明会の出席率は、また説明会で多い質問は何かとの質疑に対し、9月10日までに平均21.9%、一番多いのは分別関係であるとの答弁がありました。

議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第54号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第55号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）並びに議案第56号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3補正予算は、平成19年度決算に伴う整理が主であり、いずれも全員異議なく承認されました。

次に、議案第62号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

赤田霊園2号墓地の使用料が当初見込みより大幅に増加するため、市債元金繰上償還を行い、支払い利息の軽減を図るとともに、平成19年度決算に伴う繰越金等の整理を行うものであります。

質疑では、塩原さくら公園墓地の全体数と残数はとの質疑に対し、全体で84区画であり、供用開始が31区画、残数は53区画であるとの答弁がなされました。

また、黒磯地区に市営墓地をつくる考えはとの質疑に対し、現在の残区画の動向なども今後検証しなければならない。現時点では白紙であるとの答弁がなされました。

議案第62号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第73号 那須塩原市手数料条例の一

部改正についての審査結果について申し上げます。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の題名が改まったことに伴い、条例中に引用する法律の題名を改めるものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第75号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についての審査結果について申し上げます。

平成21年4月1日から稼働する第2期ごみ処理施設、那須クリーンセンターの管理運営に関する事務を共同処理するため、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により関係市町の議決を求めるものであります。

質疑では、広域に管理を任せることについて、何か問題が起きたときに市の責任、広域の責任部分など適正な処理ができないようなことが危惧されるが、どうかとの質疑に対し、連携をとりながら委員会において提案決定をしている。今後についても運営形態を引き続き考えていくとの答弁がありました。

議案第75号 那須地区広域行政事務組合規約の変更については、全員異議なく承認されました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。
18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、産業観光常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成20年第4回那須塩原市議会定例会において

当委員会に付託された案件は、予算案件2件、請願1件の計3件であります。

これらを審査するため、9月16日午前10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長を初め、関係職員及び紹介議員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

まず、商工観光部門から申し上げます。

歳入はなく、歳出のみであります。

7款1項2目商工振興費は、中小企業融資保証料1,000万円の増額であり、これは平成20年度の返済貸付が大幅に増加したためであります。

7款2項3目観光施設管理費で、主なものは竜化の滝遊歩道防災点検調査委託料129万円である旨説明がありました。

次に、農務部門について申し上げます。

15款2項4目農林水産業費県補助金で農業費補助金3万7,000円は、2月の強風による資金借入れに基づく利子補給補助金であり、林業費補助金309万1,000円は鳥獣保護管理事業費補助金、元気な森づくり交付金、林業木材産業構造改革事業交付金であります。

歳出では、6款1項2目農業振興費で農業振興対策費17万5,000円は、県単野菜価格安定事業に対する負担金であり、中山間地域活性化対策事業16万2,000円はアグリパルの備品購入費であります。

6款1項4目農業経営基盤強化促進費では農業制度金融事業7万5,000円であり、これは2月の強風被害復旧の資金借入れに対する利子補給金であります。

6款1項5目畜産業費で八郎ヶ原牧場維持管理事業85万円は、原油高騰に伴い肥料代が高騰し、維持管理費に支障を来しているための増額です。

6款1項6目農地費で那須野ヶ原総合農地開発事業45万1,000円は、農業用ゲートの電動化を図る事業の負担金であります。

6款1項7目農道整備事業で県単農道整備事業107万円は、北弥六地区かんがい排水施設整備に関する設計測量補償費であります。

6款1項9目農村環境整備費で農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業500万円は、三本木、佐野地区のかんがい排水事業を実施するに当たり、JR敷地を横断する概略設計の委託料であります。

6款2項1目林業振興費で林業振興対策費76万2,000円は、那須塩原森林組合で地図等の電子化を図る事業の補助金であり、元気な森づくり事業155万円は、事業に関する報償費、需用費、委託料である旨説明がありました。

各委員より、2月の強風による事業の内容と件数は、鳥獣保護管理事業が歳出と一致しないが、元気な森づくり実施箇所はどのように決めるのか等の質疑があり、畜産施設の被害を受け、復旧するための資金を借り入れた。利子補給で2件である。現在実施しているイノシン対策を含めた鳥獣保護管理事業に充当し、一般財源と補助金を振り返るものである。関係者、森林組合等と相談し、5カ年の計画を県に提出した等の答弁があり、出席委員全員が異議なく承認をしました。

次に、議案第61号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入については、5款1項1目繰越金1,409万3,000円は、確定によるものであります。

歳出1款1項1目一般事務費55万2,000円は、源泉を再度調査し確認申請する制度が10月1日から始まるのに伴うものであり、また源泉より200メートル以上離れている場合、入り口と出口の検査が必要になるためのものであります。

1 款 2 項 2 目上・中塩原温泉管理事業施設維持管理事業315万円は、中継タンクをつくるための地盤調査委託料であります。

3 款 1 項 1 目予備費934万1,000円は、歳入と歳出の調整である旨説明がありました。

各委員より、確認申請11カ所とあるが総数は、予備費は何かを見越しているのか等の質疑があり、市が所有している総数が11カ所である。特に見込みはなく調整である旨答弁があり、出席委員全員が異議なく承認しました。

次に、請願第 3 号 霞ヶ浦導水事業那珂川取水口建設反対に関する請願についてご報告申し上げます。

紹介議員である眞壁俊郎君より、現地調査を行い、国土交通省の説明を受け、水質の浄化、水不足の軽減、新都市の用水確保の 3 点が目的としている。しかし、この計画は昭和51年 4 月に立てられたもので、現在までに導水43kmのうち13.7kmしか完成していない。自然体系、水の生態系に影響が出るのではないかと危惧している。国に工事を中止してもらいたいという意見書を提出してほしい旨説明がありました。

次に、産業観光部より、事業の目的は水質の浄化、河川の水量確保や新規都市用水の供給である。国から市へ 2 度説明があった。那珂川の天然アユへの影響、生態系への影響が心配されている。国では検証して心配ないよう対策をしていくという話をしている。栃木県では那珂川沿いの 6 市町が関係している旨説明がありました。

各委員からは、市は必要性をどう見ているのか、反対運動の動きはなかったのか、署名活動が行われたのか等の質疑があり、市の行政に直接的な利害はないが、天然アユの問題など、漁業資源の問題は危惧している。詳しい説明は栃木県の市町に

されていなかったと思う。那珂川漁連として 1 万 6,000 人の署名を添え、国土交通省に工事の中止を求めた等の答弁がありました。

生態系への影響は将来、市にとって大きな影響であるので採択すべきである、あるいは市の自然環境を守り残していくため採択すべきである等の討論があり、出席委員全員が異議なく採択と決しました。

以上が当委員会に付託された議案の審査経過と結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

15 番、石川英男君。

〔建設水道常任委員長 石川英男君登壇〕

○建設水道常任委員長（石川英男君） それでは、建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成20年第 4 回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託され案件は、補正予算案件が 6 件、その他の案件が 1 件の計 7 件であります。

それらを審査するため、去る 9 月16日と17日の 2 日間、午前10時から第 2 委員会室において、全員出席のもと、所管部長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

まず、上下水道部下水道課から申し上げます。

本案について、平成19年度決算に伴い、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計繰越

金の整理を行うものであります。

続いて、建設部都市整備課について申し上げます。

委員からは、西那須野地区まちづくり交付金事業にかかわる土地購入費、内容はどの質疑があり、駅西口ふれあいスペースが549㎡で地権者2名、西口広場跡地利用地が124㎡です。中央通り320.49㎡で地権者が5名である旨の説明がありました。

また、鳥目河川公園における年間維持管理費はどの質疑に対し、人件費等含め4,500万円であるとの旨の説明がありました。

次に、区画整理課について申し上げます。

本案について平成19年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

次に、道路課について申し上げます。

委員からは、市単独道路事業の4路線については地権者の協力を得られたことなどから、どの部分になるのか質疑があり、黒磯唐杉線については道路の中間あたりで一部歩道ができないところ、槻沢通り線についても歩道部分である大田原1号線、大田原境の既に道路になっている部分で、若松団地豊浦線は六差路から松浦町に向かう一部用地である旨の説明がありました。

次に、都市計画課について申し上げます。

委員からは、都市デザイン市民懇談会の委員謝礼について対象となる15名の委員はどのような方々なのかと質疑があり、地域支援団体等の代表として自治会長連絡協議会から3名、そのほか女性団体協議会や青年会議所などから1名ずつ、事業者団体等の代表として市の建設業協会、建築設備経営事務所協会などから1名ずつ、学歴経験者で宇都宮共和大学、市の文化財保護審議会などから1名ずつ、全部で15名であるとの答弁がありました。

また、地形地図作成業務委託に関し、白地図地形図は一枚ものとなるのかとの質疑があり、1万分の1の縮尺である。範囲は広く11シートに分かれるとの答弁がありました。

議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第57号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

委員からは、下水道使用料にかかわる消費税について質疑があり、対象となる歳入としては使用料の部分であるとの答弁がありました。

また、この時期でないと消費税の算定は不可能なのかとの質疑に対して、決算が済んで額が決定した段階ということで、この時期になるとの説明がありました。

議案第57号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第58号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）と議案第59号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第63号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）で、3件については、いずれも平成19年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであり、全員異議なく承認されました。

次に、第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員からは、金沢、高阿津橋に添架する配水管は何mになるのかとの質疑があり、159mになるとの答弁がありました。

また、北赤田539号線の配水管布設工事に伴う舗装復旧、建設部の道路復旧をあわせて行うもの

だが、全体額のうち何%の負担をするものかとの質疑に対し、幅員4mであり、2mずつ、50%の持ち出しであるとの答弁がありました。

議案第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

最後に、議案第76号 市道路線の認定及び廃止についてを申し上げます。

本案については、市道として新たに18路線を認定し6路線を廃止するもので、全員異議なく承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、定数・報酬特別委員長の報告を求めます。

9番、高久武男君。

〔定数・報酬特別委員長 高久武男君登壇〕

○定数・報酬特別委員長（高久武男君） おはようございます。

定数・報酬特別委員会の審査結果について、ご報告を申し上げます。

平成20年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、陳情2件であります。

これらを審査するために、9月18日午前10時から第1委員会室において審査を行いました。

まず、陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情の審査結果について申し上げます。

定数・報酬特別委員会では、議員定数を32名から30名という定数を決めましたが、陳情内容から見ると、その意を酌ませていただいたということもあ

りまして、趣旨を採択したということで賛同をいただき、全員異議なく趣旨採択ということで決定をいたしました。

次に、陳情第7号 那須塩原市議会議員定数見直しと議員報酬等の引き下げの陳情書の審査結果について申し上げます。

意見では、陳情第3号については趣旨採択という結論を出している以上、当然、この陳情第7号については趣旨が合わないということで不採択すべきである。議員報酬の日額制は特別なところでやむを得ずやるという以外には考えられないというので、不採択であるという意見が出され、全員異議なく不採択と決定されました。

以上が、定数・報酬特別委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 定数・報酬特別委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長並びに特別委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長並びに特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長並びに特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定について及び議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定につ

いての2件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第65号及び議案第66号の2件については、総務教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について討論いたします。

合併時に旧黒磯市情報公開条例を那須塩原市情報公開条例としたまま今日に至りましたが、やっとな須塩原市の条例としての全部改正となりました。

旧黒磯市が条例を制定したときは国がやっとな情報公開法制定に前向きになり、時代は情報公開へ向けて大きく変化してきたときでした。地方分権も進み、機関委任事務も廃止され、自治事務と法定受託事務へと変化することが予想され、情報公開条例の制定は時代の要請でもありました。その時点で黒磯市情報公開条例は制定されたのですが、黒磯市の情報公開条例制定は決して早いものではありませんでした。当時、栃木県では情報公開条例を制定していない市は日光市と黒磯市だけでした。

全国ではおくれで制定する自治体の多くは、目的で条例のあり方を明確にし、住民に使いやすい条例にすることで、おくれたことを挽回していま

した。しかし、旧黒磯市の条例はそのようなものではありませんでした。なかった時代よりは一步前進程度の条例でした。そこで、今回の情報公開条例の全面改正には大きな期待をかけたが、第1条目的から旧条例そのものでがっかりいたしました。

質疑で、条例の目的は情報公開の請求権を保障するものである旨の答弁があり、国民主権の理念にのっとり行政文書の開示を請求する権利を盛り込んだことは理解できました。しかし、一步踏み込んで基本的人権の一つとしての知る権利を保障するもので、その権利に対して、行政は市民に説明する義務を負うことを目的で明確にした条例でないことが同時に明らかになりました。

また、3条で利用者の責務を課しながら、目的に行政は市民に説明する義務を負うことが盛り込まれていなかったためなのか、第3条の利用者の責務と対になるはずの市の責務が盛り込まれていません。現在の行政の説明責任の希薄さが改善されないおそれがあります。

その点、またその他改善されなかった点は、請求の権利で公開できる人を「何人も」とせずに制限したままであることなどです。

以上のように、全面改正といいながら画期的な改正となっていないことは残念です。今回の本条例の全部改正でも、情報なくして参画なし、行政と市民の情報の共有の観点からすれば、不十分と言えます。でも、その中で最大の改善点は、非公開条例の項の、国との協力関係が著しく損なわれるとの旧条例の文面が改善されたことです。旧黒磯市の条例制定時に、非公開情報に、国との協力関係に配慮した特別な非公開条項は地方分権の推進の観点から必要がないと指摘いたしましたが、意味が通じなかったようです。やっとな地方と国の関係は対等であるとした地方分権一括法の精神が

実行された気分です。

今回の改正で改善された点を評価し、一步前進したとして、那須塩原市情報公開条例の全部改正について賛成いたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第67号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について賛成討論いたします。

現在の私たちの生活は、情報化によって便利になっている反面、個人に係る情報が収集、利用され、安易にプライバシーが侵害される危険性と隣り合わせになっています。そのような中、行政はさまざまな個人情報を取り扱います。個人情報の適正な取り扱い、個人情報の保護のルールが明確になっていることが必要です。旧条例は、出資法人等、民間部門までを対象として改正したものの、より一般的に保護するには不十分でありました。その点を改善し、指定管理者制度導入時に一時的に改正したものを整えて条例らしく改正しています。

今回、個人情報保護条例が全部改正されたことをきっかけに、実施機関が個人情報を不適切に取り扱うことがないように再確認する機会としていた

だくことを願い、この条例の目的にある「個人の権利利益を保護し」とあるのは、憲法で保障されている基本的人権を擁護する重要な項目であることをすべての職員が理解した上で、憲法で保障されている各種の自由権を享受することを妨げることが起きないことを申し添えて、本案には賛成いたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号については、総務教育常任委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について及び議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてから議案第74号 那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正についてまでの4件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第70号及び議案第72号から議案第74号までの4件については、総務教育、福祉環境常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号及び議案第72号から議案第74号までの4件については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について討論を許します。
5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に反対する討論です。

今回の補正は、国・県の補助事業の決定に伴う予算措置、また不足が見込まれる事業にかかわる予算措置のほか、平成19年度決算に伴う繰越金の整理等を行うものとしています。

反対の理由は、ごみ有料化に伴う歳入、13款使用料及び手数料で指定ごみ袋収入5,226万3,000円を計上し、歳出では4款衛生費で指定ごみ袋管理事業費を4,142万3,000円を計上しています。

また、10款教育費では教育体験研修センター整備事業として394万2,000円を計上し、その中には賄い材料費として宿泊体験食費33万6,000円を計上しています。

ごみ有料化については、現在新しいごみの分別収集、有料化の説明会が8月26日から11月29日までの予定で行われています。市民との協働をうたったごみ減量化のための有料化は、地元の新聞でさえ、ごみの分別区分がほぼ現状維持となる見通しの中、有料化のみが先行する印象となったと報じました。まちづくりは、行政と地域、市民の協働で行わなければ成功はあり得ない、市長の年頭のあいさつです。市民と行政がごみの減量の方法

や量を検討し、検証しながら進める市民との協働とはかけ離れた、市が決めたことなので従ってくださいという有料化の説明会になっています。燃料や生活物資が軒並み高騰し、市民の生活が大変なこのときに、なぜ有料化で追い打ちをかけるような仕打ちをするのか理解できません。

説明会では、市にお金がないから有料化するのではない、減量化はある程度高くないとうまくいかないと話しています。その結果、ごみの袋は県で2番目に高い45・50円です。4人家族で1カ月600円、1年では7,760円程度の負担と説明しています。今回の説明資料にもごみ袋の高い自治体しか記載してありません。果たしてこのような市民を信頼しない制裁的な方法で継続的なごみ減量ができるのか、市民の協力は得られるのか、大いに疑問です。モデルとなるような事業にしたいという中身がよく見えてきません。

教育体験研修センター整備事業費については、不登校を半減させることが大きな目的となっています。不登校問題は、国・県にとっても大きな課題です。少子化で生徒は減っているのに、不登校の生徒、児童は2年連続で増加しています。那須塩原市でも昨年の不登校は、小学校では49人と、一昨年と同数の横ばい、中学校では169人から19人ふえ188人に、中学では11.2%の増加、小中学校全体では8.3%の増加となっています。いじめの昨年の調査結果はまだ出ていませんが、一昨年は小学校で8件、中学校で5件の計13件が報告されています。

かつて、この問題は、学校の先生である限り先生にはこの問題は解決することはできない、教育の成果と言われるすべてを否定してしまうため、隠し、放置することで長年解決とされてきました。先生をやめて初めて不登校問題の入り口に立つことができると言われるくらい、学校教育の現場で

は忌み嫌われ、隠されてきた問題です。那須塩原市がこの問題に教育体験研修センターをつくり、不登校問題に取り組む積極的な姿勢は評価したいと思います。この事業に対する地域や不登校者の父母、教育関係者の期待ははかり切れないくらい大きなものがあります。これからこの期待にどうこたえていくのか、困難な問題であるだけに、期待に振り回されないよう、目的は正確に設定されているか、子どもの権利条約に沿って、子どもを中心に進められているか、絶えず確認できる場をつくる必要があります。

反対する理由は、宿泊体験館の位置づけと役割に不登校の半減を大きく掲げていることです。半減などという数字は設定すべきではありません。自動車やテレビカメラを工場で作ると教育は、全く違います。不登校やいじめ問題で数値を当てはめようとすれば、結果的に無理を強いることになり、子どもたちをさらに傷つけ、追い詰めることにもなりかねません。一昨年までの全国の教育委員会などがいじめゼロや不登校半減などの数値目標を出して、その達成を求めていました。それがいじめ隠しの一因になっていた教訓をしっかりと学ぶべきです。

市長が最近言わなくなった30人学級など少人数学級は、教師の目が行き届き、負担を減らし、生徒と向き合う時間を確保できる重要な予防策と考えられます。教育体験研修センター整備事業は、子どもがここに来ることで元気を取り戻せばいい、話せなかった子どもが声を出せるようになればいい、学校に戻るか戻らないかは本人が元気になってから決めればいい、このぐらいの覚悟で徹底して寄り添う、人生の伴走者のような存在であってほしいと願うものであります。

よって、市民の命と暮らしを守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第53号 平

成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について反対するものです。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

〔19番 関谷暢之君登壇〕

○19番（関谷暢之君） 議席19番、関谷暢之であります。

議案第53号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに11億2,759万1,000円を増額し、補正後予算額を462億8,710万3,000円とするものであります。

まず、歳入に関しては、国・県の補助事業費の決定に伴い国・県の支出金2億6,907万円を増額、平成19年度決算に伴う繰越金の整理により7億6,859万1,000円を増額等が主なもので、国・県との折衝を初めとする執行部の財源確保への努力の成果と評価をするものであります。

さらに、地方交付税についても9,364万1,000円を増額であり、合併算定がえと一本算定との比較試算では12億6,849万円の増額差異が生まれており、合併効果としてあらわれております。

これらの増額により、市債については1億180万円を減額補正することとなり、限られた財源の中、将来への負担を多少なりとも軽減されたことについても評価をするものであります。

次に、歳出に関してであります。2款総務費ではアスベスト対策費やファイリングシステム導入経費の計上であり、庁舎の書類が整理され、スムーズな事務処理が効率的に運ばれることを期待するものであります。

3款民生費では、特別会計への繰出金のほか、障害者福祉、高齢者福祉、保育園管理費等への細やかな予算づけがなされ、住民福祉のさらなる向上に期待するものであります。

4款衛生費では、新たに指定ごみ袋管理事業費の計上であり、来年度に迫ったごみの有料化に向けては、現在関係課が地域に出向いて説明会を開催しておりますが、事業目的の本旨とともに、有料化への理解とごみの出し方等について市民への周知徹底に努めていただきたいと思います。

また、8款土木費では、国庫補助金の決定に伴う西那須野地区まちづくり交付金事業費の追加が計上されておりますが、西那須野駅前整備事業と西大和地区において展開されております再開発事業に、中心市街地の活性化が行われることに期待するものであります。

10款教育費では、教育体験研修センター整備事業費が計上されておりますが、市町村では全国初の取り組みであり、市民を初め、議会といたしましても大いに期待をしておりますが、さらなる施設の有効活用については、地元住民を初め、広く市民に愛され、理解、協力を得られる施設利用に努めていただきたいと思います。

一部要望も申し上げましたが、評価すべき本事業運営に当たりましては、関係職員の最大の努力と細心の注意を払い、スムーズな運営が図られることを期待いたします。

以上、起債を抑制しつつ増額補正された予算を広く事業に反映するとともに、さらに燃料費高騰に対応することを可能とした本予算案を総合的に評価しつつ、今回の補正額11億2,759万1,000円が効果的に使われ、市民生活の向上に寄与することを願い、賛成の討論といたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）までの11件については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第54号から議案第64号までの11件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第64号までの11件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について及び議案第76号 市道路線の認定及び廃止についての2件については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第75号及び議案第76号の2件については、福祉環境、建設水道常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について。

請願第3号については、討論通告者がおられませんので、討論を終結いたします。

請願第3号について、産業観光常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

請願第3号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、請願第3号については、採択と決しました。

次に、陳情第3号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情について反対する討論です。

この陳情は、那須塩原市自治会長協議会が市議会の議員定数への取り組みを見ながら、合併協議会での意見、県内他4市との定数の比較、議員歳費を1人700万として、経費の削減など3つの理由を挙げ、議員定数を28とするよう求め、さらに経費の削減の努力を求めるものです。

那須塩原市の議員定数は、条例定数より2少ない現行定数32名ですが、4名削減と、削減は時期尚早との基本的立場から意見が出されてきましたが、3市町が合併して定数を半減し、まだ一体感の醸成は浅く、市域の広さに加え、市の総合計画も緒についたばかりです。

地方議員定数をめぐって、国は全国の自治体に94年、97年の2回にわたって出した地方行革指針で、地方議会について、自主的に組織・運営の合理化を進めることを求め、事実上定数削減の圧力を強めてきました。地方議会は、住民の最も身近な議会として住民の声を自治体に反映させる住民の代表機関です。地方議員の大幅な定数削減は、地方自治体における議会制民主主義を切り縮め、結果として、自治体を住民から遠ざける役割を果

たすものと言わなければなりません。

今、政府が合併の押しつけなど、地方の切り捨てを進めようとしていることに対し、自分たちの地域、自治体を守り、発展させたいという住民の願いが広がっています。こうした住民自身によるまちづくりを進めていく上で、議会の役割を十分発揮できるようにしていくことが今求められているのではないのでしょうか。

全国都道府県議長会と全国村議会議長が、地方議会のあり方について、都道府県議会制度研究会と第2次地方議会活性化研究会の出した中間報告です。議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員の定数の問題は単に行政の簡素合理化と同じ視点からのみ論ずる問題ではない。議会活動の活性化により、その存在意義について住民の理解を深め、これ以上の削減は極力食いとめるよう努力すべきであると言っています。

陳情の提出後、自治会協議会長名による署名が自治会の班長に押しつけられるやり方で行われ、班長さんからは、こうした政治問題では市民の中にはいろいろな考えがあるのに、自治会が署名を集めるといふのはおかしいという意見が出されてきました。市民の中からも戸惑いや疑問の声が出ています。この署名活動に行政や公的性質を持つ自治会長名で進めることは、市民の思想・信条の自由を侵すものです。日本共産党那須塩原市委員会、7月22日、那須塩原市市長あてに署名活動とそれへの市行政の関与について申し入れ書を提出しました。

市議会議員は、市民の声や要求を市議会に届ける住民の代表であり、その定数については市議会が市民との合意で決定するものです。自治会長が職権を利用して署名を集め、決定するものではありません。自治会長連絡協議会は市行政と市民、

世帯を結ぶ公的な活動を担っており、そのため、市の公費も使われております。その会長が政治問題での署名活動を市民に押しつけることは、市民の思想・信条の自由、良心の自由を侵すものであり、許されるものではありません。

那須塩原市市議会議員の定数減を求める署名活動についてという文書が会長名で自治会長、自治会班長に出されています。それには、各自治会長は、自治会のあの署名簿を取りまとめたのを8月13日水曜日までに市役所市民協働推進課または各支所総務税務課へ提出願いますと書かれています。この署名が市行政組織の関与のもとに行われていることを示しています。公正で公平な行政を推進する立場から逸脱した行為であり、許されません。

自治会長や区長から回覧が回ってくれば、ほとんどの班長は回すのが仕事と思っていますから、回さざるを得ません。自治会からの今回の署名について、市民にとってはいつもと違うものを感じながら、それぞれに対応を迫られました。しかし、市行政の市民と世帯を結ぶ回覧ルートを使い、那須塩原市自治会長連絡協議会長の名によって署名を集めたということは、政治問題で署名活動を市民に押しつけるものとなり、市民の思想・信条の自由、良心の自由を侵すものであり、決して許されるものではありません。

よって、陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情の採択に反対するものです。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

〔3番 眞壁俊郎君登壇〕

○3番（眞壁俊郎君） 3番、眞壁でございます。

陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情について、趣旨に賛成する立場で討論いたします。

那須塩原市議会議員の定数においては、さきに設置された議会活性化委員会の定数・報酬検討分

科会において、県内14市議会の状況や関東、首都圏内の類似団体の議会の状況等を参考に、人口規模、面積規模、予算規模などから議論を重ねてきましたが、どうしても議員の統一が図れず、分科会としては、全会一致を原則として採決はすべきでないという考えのもと、議員定数を28人にする、議員定数は現状維持32名とするの2つの案が並列して提出され、議会活性化検討委員会、議会全員協議会の中で決定されました。

その後、本年6月6日に定数・報酬特別委員会が設置され、議会活性化委員会の調査研究を引き継ぎ、議員定数・議員報酬について10回の委員会を開催し、調査検討を行ってきた。その結果、議員定数においては、現行定数32に対して4名削減と、削減は時期尚早との基本的な立場からの意見が出されたが、合併して月浅く、市の一体感も未成熟、市域の広大さに加え、市の総合計画も緒についたところである。

しかし、住民の世論も真摯に重く受けとめ、このような現状を包括的に勘案すると、住民の代表機関である議会の議員定数の考え方は、市の意思を決定するにふさわしい規模とすべきであるということが言える。

議員定数は議会の根幹に触れる重要事項であることにかんがみ、時代の背景や地域の実情に即した配慮などから段階的削減が望ましいとの考えから、時期改選時の定数は30名とし、その後の議員定数については改選後の議会において協議するという附帯意見をつけ、定数・報酬特別委員会委員全員の全会一致の結論であります。このことは陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情についての趣旨に合致しているものであり、趣旨採択に賛成いたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

[29番 齋藤寿一君登壇]

○29番(齋藤寿一君) 議席番号29番、齋藤寿一です。

陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情について、賛成討論をするものであります。

現在、全国の市町村議会の議員定数は法定定数をほとんど下回って削減をしております。さらに、市町村によっては過疎化の進行で第2次の定数の減少に踏み出しております。いずれも今流の言う行政改革の先取りを議会が進んで行ってきたわけでありまして。バブル崩壊以来叫ばれているのは、行革、リストラということでありまして。今や時代の流れは、国じゅうその動きを進めており、当市においてもまた論外ではありません。

地方分権一括法の施行を受けて、市議会の担う責務は従来に増して非常に重くなったと言えます。陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情書が6月議会に提出され、定数・報酬特別委員会並びに審議をされ、継続審査となり、9月本議会によりさらに審議を進め、先ほど委員長報告は趣旨採択とされ、議員数を30名とする議決がなされたわけでありまして。

那須塩原市民の声は、3万7,162名という多くの皆さんが議員定数を28とすることを要望しております。30名との結論が導かれたことは、果たして市民を納得、理解させるものかどうか甚だ疑問に思わざるを得ません。単に経費節減を大義名分とするのではなく、議会の意義、使命を損なわないこと、一人一人の議員の資質向上を図り、少数精鋭で市議会の任務を果たしていくことが当議会の進むべき方向であると思っております。

例えば、一例として、常任委員会の活動を取り上げても、平成19年度の5月に新たな4常任委員会の所属委員が決定されました。現行31名での議

会運営でありますので、総務教育常任委員会が8名、産業観光常任委員会が8名、福祉環境常任委員会が8名、そして私が所属している建設水道常任委員会が7名と、1名減での委員会運営を行ってきたわけでありまして。その経過の中で有収率の改ざん等の大きな問題も十分に審議を尽くし、成果を上げることができました。結果的に、少数による議会運営、委員会活動を体験してきたわけでありまして。

議員数を減らしても、今日では自治会等が活発になり、議員を通じなければ住民意思が行政に反映しないということではなく、支障を来さない時代の流れになってきております。我々議員は、地区代表的な考えのもとに議員数を決定するのではなく、議員数が減ることにより各地区の横断的なつながりを持たせ、議員一人一人のより大きな責任感が生まれ、全市的な立場で考えなければならぬわけでありまして。

以上のことから、陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情について、賛成とするものであります。

以上です。

○議長(植木弘行君) 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、定数・報酬特別委員長報告は趣旨採択です。

採決いたします。

陳情第3号については、定数・報酬特別委員長報告のとおり趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(植木弘行君) 起立多数。

よって、陳情第3号については、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第7号については、討論の通告者が

おりませんので、討論を終結いたします。

陳情第7号について、定数・報酬特別委員長報告は不採択です。

採決いたします。

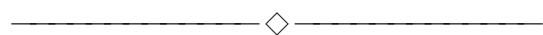
陳情第7号については、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（植木弘行君） 起立なし。

よって、陳情第7号については、不採択と決しました。

陳情第5号及び陳情第6号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査となりましたので、報告いたします。



◎認定第1号～認定第12号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 平成19年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの12件については、決算審査特別委員会に付託してあります。

よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

26番、菊地弘明君。

[決算審査特別委員長 菊地弘明君登壇]

○決算審査特別委員長（菊地弘明君） それでは、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました認定第1号 那須塩原市一般会計歳入歳出決算から認定第12号 那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算までの平成19年度決算12件について、慎重に審査を行った結

果をご報告いたします。

審査の実施期日は、9月16日、17日の2日間で、第1分科会は総務教育関連を第1委員会室において、第2分科会は福祉環境関連を第4委員会室において、第3分科会は産業観光関連を第3委員会室において、第4分科会は建設水道関連を第2委員会室において、それぞれ審査いたしました。

審査の方法ですが、特別委員会の審査に当たっては、本定例会に提出された各会計の決算書、市政報告書及び監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算は適正かつ効率的に執行されているか、係数は適正か、また財産の管理、行政効果はどうかなどを基本に審査を行いました。

なお、説明には、分科会ごとに所管の部長、局長以下、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その審査結果であります。各会計の歳入歳出はいずれも適正に処理され、予算執行に当たっては、議会の議決に基づき、適正かつ効率的に執行され、財産の管理及び基金の管理運用等についても良好に執行されており、いずれも妥当であると認められ、12件すべてを認定することで承認されました。

最後に、分科会審査の中であった意見、要望等について報告いたします。

なお、意見、要望については、一般会計決算、下水道事業特別会計決算及び土地区画整理事業特別会計決算であります。

初めに、第1分科会の主な要望等を報告します。総務課所管では、合併して4年目を迎えることから、本庁と同様に西那須野庁舎の電話システムを交換手体制から直接体制への変換を検討されたいとの要望がありました。

教育総務課所管では、学校施設は市の災害避難

場所でもあるので、耐震対策について、財政的なこともあるが、早期の整備に尽力いただきたいとの要望がありました。

次に、第2分科会の主な要望等を報告します。

社会福祉担当では、福祉灯油緊急助成金交付事業について、なお灯油の高騰が継続している中で、本年については事業を行わないことについて市民は疑問視する。今後、そういう事業については後々のことも十分に検討した上で実施するべきである。

生活保護法の返還金について、今後についても不正部分を見落とすようなことのないよう十分なチェックをし、適正な支給をお願いしたいなどの意見、要望がありました。

高齢福祉担当では、在宅で介護を必要としている方への理容美容券給付枚数、利用数をもっとふやせるよう努力してほしい。また、紙おむつ券給付については、退院してから6カ月たたないと給付されないなどの問題があるようなので、十分に検討してほしいとの要望がありました。

次に、第3分科会の主な要望等を報告します。

商工観光担当で、山岳遭難防止対策に関しては、塩原地区に対する予算の充実を図られたいとの要望がありました。

最後に、第4分科会の主な要望等を報告します。

下水道事業特別会計では、水洗化率の向上に努力していただきたいとの要望がありました。

土地区画整理事業特別会計では、売れ残った保留地については、不動産鑑定士を通して基準的な評価の変動率を出しているとのことであるが、県の住宅公社あたりの事例も十分参考にされたいとの要望がありました。

これらが各分科会における意見、要望等であります。

以上で決算審査特別委員会の報告とさせていた

だきます。

○議長（植木弘行君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

地方自治体を取り巻く環境は、国の負担の抑制を最優先する三位一体改革によって引き続き大幅な財源不足が生じるなど、極めて厳しい状況にあります。行財政改革を進め、重点的かつ効果的な施策の展開が求められています。

このような中、那須塩原市平成19年度は、初年度となる総合計画の具現化を図るため、キーワードに着実な前進を掲げ、18年度の事業をさらに進める予算と安心・安全の確保などを基本に執行されました。その結果、平成19年度一般会計決算は、実質収支額12億7,560万円の黒字決算となっています。また、10の特別会計の合計は実質収支額が10億1,739万円となり、すべての特別会計で黒字決算となっています。以上のことから、那須塩原市の19年度の決算は一般会計、特別会計合わせて

22億9,299万円の黒字決算ということになります。前年の決算額は19年度より約2億円多い24億8,738万円の黒字決算でした。

徴収対策について、収税課による首都圏収税嘱託員の配置やコンビニ収納の拡大、法的措置の強化などに取り組みが行われ、市税等において徴収率の向上が図られました。しかし、努力されていることは評価するが、全体の収入未済額は増加傾向にあると監査意見も指摘しています。収入未済額の解消は、自主財源の確保や市民の公平の確保からも大変重要です。さらなる改善、工夫が求められます。

財政指数を見ると、財政力指数は0.888で前年度0.861からわずかながら改善し、17年度からは改善が続いています。公債費比率は16.3%と前年と同率ですが、15%を超えれば警戒ラインとされています。経常収支比率は、扶助費や公債費等の増加等によって97.0%となり、前年度の96.2%より0.8ポイント上昇していることから、依然として厳しい財政状況にあり、90から100%は弾力性を欠き、財政の硬直化をあらわしています。財政運営の数値改善には、なお一層の努力が欠かせません。

歳出を見ると、総務管理費の中に新庁舎整備基金管理費2億円が計上されています。新庁舎の建設に向け、毎年1億円を積み増しするものですが、今日的状況から見れば大いに疑問です。

一般会計からの繰出金を18年度と比較すると、民生費は3.4%ふえているものの、社会福祉費の中で国民健康保険特別会計への繰出金だけが昨年より6,341万円を減額、9.95%マイナスさせています。那須塩原市の1人当たりの国民健康保険税は、18年まで県内で一番高かったのですが、19年度は他の市や町が保険税を引き上げたため、31市町の中で14番目となりました。しかし、前年度の

保険料より、わずかですが、上がっています。

NHKの「クローズアップ現代」は、1月、国民健康保険証を取り上げられ、資格証を発行された人はどうなるか、対策はという放送がありました。今日的な問題にNHKが独自に調査を交えて向き合った番組でした。

資格証明書では、窓口で医療費の全額を払わなければなりません。資格証明書の発行が多い三重、広島、福岡、栃木、和歌山県などが国民健康保険税が高く滞納が多く、保険証の取り上げが行われ、資格証の発行が多いと報道されており、那須塩原市の市民が支払いやすい国民健康保険税額になったというわけではありません。収納率は、17年、18年と下がり続け、19年度は83.5%となりました。市民の生活環境は依然として厳しく、収納率が上がらず、2年連続最下位であり、国からは調整交付金のペナルティーを受けています。市民は、国民健康保険税が高く払い切れない悪循環の中にいます。一般会計からの繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証発行はやめて、加入世帯のすべてに国民健康保険証が行き届くようすべきだと思います。

これからの財政運営には、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と市民の多様なニーズにこたえる市民サービスが確保できるよう、市民の命と暮らしを守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

〔7番 磯飛 清君登壇〕

○7番（磯飛 清君） 7番、磯飛清です。

認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を

いたします。

平成19年度の基本的な構想は、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことを指針とした総合計画に基づき履行することを旨とした計画であり、当初予算の基本的な構想では、総合計画の具現化を図るため、事務事業推進のキーワードに着実な前進を掲げた予算であり、計画的な事業の推進、部門計画の具体化、安心・安全の確保などを基本に執行されるものであります。

主な事業の執行では、総体的には第2期広域ごみ処理施設整備事業、福祉関連の西那須野箒根地区における高齢者の活動拠点となる高齢者能力活用センターの整備、農業振興の分野では金沢・高阿津地区に橋梁を整備する県営農道整備事業や、村づくり交付金事業、また道路整備では3・4・1本郷通りのJ Rアンダー工事の着手や道整備交付金事業の実施、さらに、まちづくりでは西那須野地区まちづくり交付金事業や西大和地区市街地再開発事業などがあります。

また、本市の重要課題として、産業廃棄物処理施設の申請が相次ぐ中、全市を挙げて、もう産廃は要らない、運動が展開されております。豊かな自然と美しい景観を誇るこの那須野が原を後世に引き継ぐため、監視の強化による不適正処理の未然防止は、今後ますます強化していかなければならないものであります。

予算の執行においては、合併真価の礎ともなる3年目、平成19年度の一般会計歳入決算額は414億2,770万9,417円、歳出決算額400億7,772万2,885円であり、歳入歳出差引額は13億4,998万6,532円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,438万6,000円を差し引いた実質収支は12億7,560万532円の黒字決算であります。前年、18年度決算との比較では、収入3億721万2,537円、歳出5億9,264万6,853円であり、歳出入ともに増額決算で

ありました。

歳入の主理由は税源移譲などによる市民税が大幅に伸びを示し、市税全体では13億9,438万9,572円の増、道路橋梁費や都市計画費補助金が増加したことにより国庫支出金が5億5,279万749円ふえたほか、合併特例債など市債4億3,100円の増額になったことによるものであります。

歳出の増額は、道路整備交付金事業などによる土木費11億1,562万114円、障害者自立支援法などによる民生費2億9,229万4,447円などの増額によるものであります。

決算の性質別分類の状況を見ると、義務的経費の扶助費、公債費や投資的経費の普通建設事業費などが前年に比し増額となっているが、義務的経費の人件費やその他の経費の物件費の中の委託料は増加の傾向が見られるが、それ以上に賃金、旅費、需用費など、人為的削減努力がうかがえるものであります。

また、財政支出をとらえると、18年度と比べ財政力指数はわずかながら改善されているが、公債費比率は同率となっており、経常収支比率は補助費や公債費などの義務的経費の増加などにより上昇を見ており、厳しい財政状況がうかがえることから、予算の効率的・効果的な執行が望まれるところではあります。

平成19年度の予算及び諸事業の執行状況は、諸々の事情により遅延を見た事業はあるものの、おおむね新市計画の基盤となるべく総合計画に基づいた事業推進、予算執行がなされたものと判断するところであります。

よって、平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成するものであります。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 認定第1号 平成19年

度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

平成19年度の決算における歳入歳出差引額は、翌年度への繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支で12億7,560万円の黒字決算と聞くと、何となく安心してしまいそうですが、黒字決算となった要因は、土木費以外の費用で歳出抑制が図られた結果です。

近年、一般的には人件費や単独事業の建設事業の抑制を進めるものの、社会保障費関係の自然増による民生費の増、公債費の増加といった傾向にあると思われます。那須塩原市では、合併後の平成17年度は土木費も含めて歳出抑制をしていたようですが、その後は土木費が増加し、平成19年度は普通建設事業費の単独事業がふえてきています。もちろん、地方債も増加しています。社会保障費関係の自然増による民生費の増、公債費の増加はやむを得ませんが、前年度比13億7,824万円増の土木費は、かつての黒磯市の土木偏重予算を思わせるものです。

ちょっと乱暴な言い方ですが、国の支出は80兆円なのに、税収は50兆円しかなく、残りは借金、さらに高齢化が進み、年金や医療費などの国の社会保障費が毎年1億円近くふえて、増税しなくては賄えないと言われております。消費税による増税でしょうか。でも、選挙を控えて消費税の大幅アップはできないでしょう。では、歳出カットでしょうか。その場合、30%ほどの歳出カットをしなくては追いつかないでしょう。そんな大幅な歳出カットは不可能でしょう。だったら、消費税と歳出カットの組み合わせでしょうか。どの場合でも、私たちの生活への影響は避けられそうにありません。国の動向が気になるところです。

そのようなことを考えて、平成19年度那須塩原市一般会計決算を見ても、先ほども言いま

したように、市町村にもさらなる歳出抑制が求められるときに、土木費の大幅な増加のあるこの決算、認めるわけにはいきません。

また、市としても反対していると言いながら、産業廃棄物施設が途切れることなく設置されていることを意味している産業廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金を受け続けることも、認められるものではありません。この寄附金は拒否すべきです。

平成19年度は、交付金でのハード事業はほとんど終了し、ソフト事業の監視活動等の交付金が主なものになっています。この監視活動ですが、市の監視活動とは別で、産廃の不適正処理などの問題が市に通報された事例はなく、どのような活動をしているかの報告も、寄附をしている市にはないとのこと。市との連携は全くないと言っていいのではないのでしょうか。このような状態なら、市は寄附金を出す協会に対して拒否をすべきです。それが、市が反対をしているあかしになるのではないのでしょうか。このことを幾度となく提案していますが、一向に直す気配はありません。市の重要課題である産業廃棄物問題に対して、市は産廃を容認しているのとられないためにも、もう産廃は要らないとの具体的行動として、廃棄物処理施設等周辺施設整備助成寄附金は拒否すべきです。寄附を受け付けている一般会計に反対いたします。

よって、認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定には反対です。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

那須塩原市の国民健康保険加入世帯は、19年度末で2万2,564世帯、被保険者は4万6,459人で、昨年より998人減っています。本市の全世帯、全人口に占める割合で見ると、53%の世帯と、被保険者数では40.3%になっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税の46億1,300万円、国庫支出金30億9,500万円、対前年度比3.4%減、療養給付等交付金15億3,800万円、共同事業交付金12億3,500万円、83.8%増、繰入金9億9,000万円、55.5%増とし、総額を127億3,300万円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費72億7,800万円、7.5%増、老人保健拠出金に20億4,100万円、共同

事業費拠出金に12億9,700万円、78.6%増とし、総額を119億7,000万円とし、歳入歳出の差引残額の7億6,300万円を翌年度に繰り越しとするものです。

那須塩原市の国民健康保険について最も大きな課題は、予算の資料にも書いてある歳入総額の36.2%を占める保険料の収納率をいかに引き上げるかと、全国的に栃木県が多いとされる資格証の発行をいかに減らすことに尽きると思います。昨年の収納率が県内平均に届かなかったのが那須塩原市、宇都宮、小山、足利、真岡、矢板の6市です。2年連続で収納率が最下位だった那須塩原市は、収税課を新設したが、新年度で手探り状態だった、効果はこれからとしており、19年度は差し押さえを強化し、コンビニ収納もスタートしました。

19年度になって他の市や町が国保税を引き上げたことから、那須塩原市の国保税が高い順位では県内の31市町の中で1位から14位になっています。市長は、本会議の中で、これから2カ年は保険料を改定せずにやっていけると思うと答弁しましたが、市民にとっては那須塩原市の国保税が引き下げられたわけではないので、高くて払い切れないという厳しい状況に変わりはありません。

昨年は、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化の推進など、歳出の削減にも努めるとしていましたが、19年度の資料にはこうしたコメントの記載は見つかりません。そして、収納率は、17年84.06%、18年83.76%と下がり続け、19年度は83.48%です。その結果、人口10万人以上で収納率82%から85%の自治体は、国から収納率割合による普通調整基金の減額率9%のペナルティーを受けることとなります。収納率は0.4から0.5%ずつ改善して、23年には総合計画にある86.6%に到達するとしています。しかし、努力し

て総合計画の86.6%に到達しても、調整交付金の減額率7%のペナルティーを受け続けるという厳しい現状があります。

19年6月1日の資格証明書の発行は1,476世帯、3,071人で、これを脅かす短期証の発行は2,639世帯で対前年度比13.8%増になっています。保険料が高く払えず、滞納費がふえる悪循環に陥っていることは明らかです。新しい滞納者をつくらないという対策の効果が、残念ですが、確認できません。一般会計からの国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめて、加入世帯のすべてに国民健康保険証が行き届くようにするべきだと思います。

那須塩原市の19年度の決算では、一般会計、特別会計合わせて22億9,299万円の黒字決算ということになりました。この1割に満たない予算で1世帯1万円の引き下げを行うことができます。国保税が高く、市民が払い切れず、収納率が低いために国から削減される調整交付金のペナルティー。収納率の引き上げで悪循環を断ち切るためにも、1世帯1万円の引き下げを行うべきです。

国は、会社がもうかれれば給料が上がると言い続けてきました。しかし、今では経済白書にもそれが書けなくなりました。労働法制の規制緩和で大企業の人件費抑制を手助けし、大企業には減税、庶民には増税と社会保障の負担増を相次いで押しつけてきました。所得低迷と負担増の上に、異常な物価高が家計を襲っています。これからの財政運営には市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民のニーズにこたえ、市民の命と暮らしを守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

〔6番 鈴木 紀君登壇〕

○6番（鈴木 紀君） 議席番号6番、鈴木紀です。

認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論いたします。

那須塩原市国民健康保険の加入世帯は、19年度末で2万2,564世帯、被保険者数は4万6,459人で、18年度より998人減少となりました。これは、最近の雇用環境や経済情勢を反映してとのことと考えられますが、本市の全人口の占める割合も40.3%になっています。

歳入については、前年度と比較して8.5%の増となりましたが、国民健康保険税は前年度同額の収入、療養給付費等交付金は23.3%の増、また共同事業交付金は前年度と比較して83.8%の増となりました。これは、県内全市町、国保の財政安定化を図るため、1件当たり30万円以上の医療費に関して共同事業を実施しているものですが、平成18年度は10月から半年間の事業実施であり、平成19年度は通年事業として実施したために増加したものであります。また、国民健康保険のさらなる健全経営のため、国保税収納率の向上が望まれるところでもあります。

歳出については、前年度と比較して7.9%の増となっています。主なものは、歳出総額の60.8%を占める保険給付費が前年度と比較して7.5%の増になりましたが、これは医療費の伸びによるものです。

実質収支額も、前年度と比較して1億1,331万3,670円の増額で17.4%増になりました。

これらのことを見て、健全経営であると認識をして、認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論をいたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 平成19年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号から認定第12号までの10件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することにより異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第12号までの10件については、原案のとおり認定されました。

—————◇—————

◎定数・報酬特別委員会調査結果 の報告について

○議長（植木弘行君） 日程第3、定数・報酬特別委員会調査結果の報告についてを議題といたします。

定数・報酬特別委員長の報告を求めます。

9番、高久武男君。

〔定数・報酬特別委員長 高久武男君登壇〕

○定数・報酬特別委員長（高久武男君） それでは、定数・報酬特別委員会の調査結果の報告をいたします。

議員定数・議員報酬に関する調査報告書が既に皆さんに配付されているかと思っております。ご参照願いたいと思っております。

本委員会は、平成20年6月6日に設置されて以来、議会活性化検討委員会の調査研究に引き続き特別委員会が設置されて、議員定数・議員報酬について調査検討を行ってきたもので、委員会構成は10名で、委員会は10回開催し、調査報告書をまとめたものであります。

調査の経過内容、結果について、お配りの内容のとおりであります。議員定数の考え方と調査検討結果について報告をいたします。

既に先ほど陳情の中で眞壁議員から討論の中にも触れられているかと思っております。議員定数の考え方としては、議員定数に関しては、現行32名であるが、4名削減と削減が時期尚早との意見が出されましたが、基本的な立場から3市町が合併して月浅く、市の一体感も未成熟、市域の広大さに加え、市の総合計画も緒についたところである。しかし、住民の世論も真摯に強く、重く受けとめ、このような現状を包括的に勘案すると、住民の代表機関である議会の議員定数の考え方は、市の意見を決定するにふさわしい規模とすべきであるということでもあります。

以上のことから、本特別委員会としては、議員定数は議会の根幹に触れる重要事項であることをかんがみ、時代の背景や地域の実情に即した配慮などから、段階的削減が望ましいと考える。調査検討の結果としては、次期改選時の議員定数は30名とし、その後の議員定数については改選後の議

会において協議するという附帯意見をつけたところであります。

なお、議員報酬については、委員の意見としてさまざまな課題が抽出されました。報酬等審議会 は市長の諮問機関であり、特別委員会において審議の結果が報酬等審議会の審議内容等を制限することがあっては好ましくない、このようなことから、議員報酬については、審査結果にかかわらず、議会として報酬等審議会の開催を要望することは控えることといたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。



◎議員の派遣について

○議長（植木弘行君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

まず、議会運営委員会委員長並びに各常任委員長から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議会運営委員会並びに常任委員会視察研修実施計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

議会運営委員長並びに各常任委員長は、視察の結果を次の定例会において報告願います。

次に、創生会代表の若松東征君、敬清会代表の平山英君から会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

ここで、議案書配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時20分

○議長（植木弘行君） 休憩前に戻り、会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（植木弘行君） 追加議事日程第1号に入ります。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、議案第77号 契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第77号 契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、まちづくり交付金事業に伴う西那須野駅東西連絡通路改修工事の施行について、東日本

旅客鉄道株式会社と協定を締結するためのもの
あります。

協定の内容につきましては、JR東北線西那須
野駅東口と西口とを結ぶ東西連絡通路延長40.67
m、幅員6.0mに係る全体金額2億8,510万円の改
修工事を平成20年度から平成21年度までの2カ年
間にかけて施行するものであります。

当該工事は、線路上で工事を行うものであり、
安全性の確保や工期の短縮を図ることなどが求め
られているため、専門的発注から施工監理、完成
まで一貫して行うことができる鉄道事業者である
東日本旅客鉄道株式会社に委託して実施するもの
であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本件について質疑を許します。

20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 今回の議案でありますけ
れども、この東西連絡橋に関しましては、改築で
ありますけれども、以前、この連絡橋については
他市町からのお金が入っていると思います。それ
について、今回はどのようなものが検討されたか、
その点について伺います。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 前回、昭和46年の当時
つくったときは、当時の西那須野町、それからJ
R、それから隣接の大田原市さん等からも負担金
をいただいて、そして事業を実施したという経過
がございます。今回につきましては、まちづくり
交付金事業の中で実施するということになります
ので、国庫補助をいただいてやるということもご
ざいます。そして、ほかの他市町村の状況等も調
べますと、まちづくり交付金事業でやったところ
に関しましては、ほかのところも隣接関係とか、

そういったところから負担金とか、そういうもの
をいただいているということもございますので、
今回につきましては、当市のほうといたしまし
ても国庫補助をもらっているということもあ
りますので、今回の事業費だけでやるという
ような形になります。

○議長（植木弘行君） ほかにございませ
んか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないよう
です。質疑を終了することで異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め
ます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないよう
です。討論を終結することで異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、
討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第77号については、原案のとおり決
する。ことと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め
ます。

よって、本案は原案のとおり可決され
ました。

—————◇—————

◎発議第6号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第2、発議第6号 霞
ヶ浦導水事業那珂川取水口建設反対に関する意見
書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業観光常任委員長、18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） 発議第6号 霞ヶ浦導水事業那珂川取水口建設反対に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

国土交通省が進めている霞ヶ浦導水事業は、那珂川と霞ヶ浦あるいは利根川と霞ヶ浦を結ぶ事業であります。那珂川から霞ヶ浦へ毎秒15 t 導水し、那珂川渇水期には毎秒11 t を霞ヶ浦から那珂川に送水する計画です。しかし、この事業により、取水による魚類の迷入、天然資源の減少・枯渇、霞ヶ浦からの逆送水による生態系への影響、河川環境の変化等が危惧されております。

自然は、一度壊れてしまうと復元は困難であります。那珂川の清流と生態系を守るとともに、現在の美しい自然環境を子どもや孫たちに残していくことが我々の責務であります。このようなことから、国土交通省に工事を中止するよう強く要望する意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

発議第6号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第3、発議第7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

○議会運営委員長（水戸 滋君） 発議第7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についての提案説明をいたします。

本件は、地方自治法改正に伴いまして、市議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎発議第8号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第4、発議第8号 那
須塩原市議会議員定数条例の制定についてを議題
といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

定数・報酬特別委員長、9番、高久武男君。

〔定数・報酬特別委員長 高久武男君登
壇〕

○定数・報酬特別委員長（高久武男君） 発議第8
号 那須塩原市議会議員定数条例の制定について
の提案説明をいたします。

本条例は定数・報酬特別委員会の定数に関する
調査結果に基づき、議員定数を30名に改めるため、
条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、本委員会の趣旨に
ご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ
まして、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

発議第8号 那須塩原市議会議員定数条例の制
定について、反対する討論です。

那須塩原市の議員定数は、3市町が合併に伴い
定数を半減し、まだ一体感の情勢は浅く、市域の
広さに加え、市の総合計画も緒についたばかりで
す。今回の発議は、次期改選時の議員定数は30名
とし、その後の議員定数については改選後の議会
において協議するというものです。

全国都道府県議長会と全国町議会議長は、地方
議会のあり方について、都道府県議長制度研究会
と第2次地方議会制度研究会の出した中間報告、
先ほど申し上げましたが、再び申し上げますと、
議会は地域における政治の機関であり、行政体制の
一部ではない。したがって、議員の定数の問題は、
単に行政の簡素合理化と同じ視点からのみ論ずるも
のではない。議会活動の簡素化により、その存在意
義について住民の理解を深め、これ以上の削減は極
力食いとめるよう努力すべきであると言っています。

地方議会は、住民の最も身近な議会として、住
民の声を自治体に反映させる住民の代表機関です。
地方議員の定数削減は地方自治体における議会制
民主主義を切り縮め、結果として、自治体を住民
から遠ざける役割を果たすものと言わなければな
りません。今、政府が合併の押しつけなど、地方
の切り捨てを進めようとしていますことに対し、
自分たちの地域、自治体を守り、発展させたいと
いう住民の願いが広がっています。こうした住民

自身によるまちづくりを進めていく上で、議会の役割を十分に発揮できるようにしていくことが今求められています。

よって、発議第8号 那須塩原市議会議員定数条例の制定について反対するものです。

○議長（植木弘行君） 20番、水戸滋君。

〔20番 水戸 滋君登壇〕

○20番（水戸 滋君） 議席20番、水戸滋です。

発議第8号 那須塩原市議会議員定数条例の制定について、苦言を呈しますが、賛成討論いたします。

まず、昨年度立ち上げた議会活性化委員会を設置した当初の目的は、議員定数を検討する、しかも定数減を検討するために設置したものと考えております。これは、合併時の協定項目、議員定数及び任期の取り扱いについて協議の結果、在任特例適用後の議員定数は32人とし、その後の定数については新市において協議すると決まったことを受け、検討するため、活性化検討委員会が立ち上がったと記憶しております。つまりは、合併協議会は、あるいは3市町議会で立ち上げた調整委員会で時間をかけてきた経過を踏まえなければならないと考えております。

調整委員会は、私のほかにも、この中に出席されていた議員もおられると思いますが、当時、このほかに議員の報酬、費用弁償、所管事務調査費、政務調査費等、さまざまなものが確認をされております。報酬について、要望事項としては、報酬審議会を毎年開催すること、佐野、栃木、鹿沼市議会の報酬を参考に検討すること、委員長手当等を検討することなどが上げられております。当時は、議員定数について、26名、24名、それでも多いといった発言も聞かれたわけでありまして。今回、自治会長連絡協議会が陳情を出しておりましたが、この3市町の自治会長の代表の一部が合併協議会

のメンバーでもあります。その協議経過の中で出ていた議員定数は28が主流であり、それを踏まえたその後の定数については、新市において協議するという言葉にあらわれていると思います。つまりは、その思いが今回の署名活動につながり、3万7,000余の署名が集まったと思われまして。その思いは十分に尊重しなければならないと考えております。

私ども会派、未来21あるいは会派、公明クラブの代表は、一連の流れを踏まえて、また住民の思いを重く受けとめ、特別委員会に臨んでくれました。県内市議会の議員定数や関東、首都圏の類似団体における議員の定数などを見ても、本市と同規模の標準的議員定数は28であることや、執行部で進められている行財政改革、我が市議会でも進めている議会活性化などの一環からも、議員の定数の削減は市民に向けての議会の決意を示すよい機会でもあり、しかも4名減とすることとなれば、議会の意を示すことにもあらわれるものと考えておりました。自分の思いを述べましたが、今回の定数・報酬特別委員会は各会派の代表であり、その委員会の決定、しかも全会一致ということは十分認識をしております。

一言苦言を呈するとともに、今回の特別委員会での議員定数28名は実現されませんでした。段階的に削減を信じたいと思います。定数・報酬特別委員会は、市議会活性化検討委員会を設置された前議長高久武男特別委員長でありますので、委員長を初め、私の意とする委員に敬意を払い、ここは反対ではなく、本案に賛成するものであります。

○議長（植木弘行君） 26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番（菊地弘明君） 発議第8号に対し、賛成討論をいたします。

合併して3年9カ月がたつわけでございます。その間、栗川市長さん初め、市当局はもちろん、我々議員31名も那須塩原市発展のため、また那須塩原市をよくしようという思いで頑張ってきました。

そういう中において、我々議員で市の活性化のために4つの活性化分科会を立ち上げたわけでございます。その中において、定数・報酬分科会においては、定数について長い時間議論を重ねてきたわけでございます。その結果、ことしの6月、各会派の代表によりまする10名の委員の構成のもとで定数・報酬特別委員会が設置されたわけでございます。その会議におきましては、意見の集約、また統一を行いながら会議を重ねてきたわけでございます。その間、自治会より定数減の陳情、また個人の方より定数増の陳情、また旧1市2町の各般の諸事情、また人口規模、財政規模、また他市と比較しての考慮、そういうものを大いに考えながらの会議であったというふうには私は感じているわけでございます。その結果、今回定数30名という条例が上程されたわけでございます。

この条例は、全会一致というもとに上程されたわけでございます。私は、この特別委員会の意向を十分に尊重し、またこの条例のもとに市民の方がこの条例でよかったと言われるように、我々議員も頑張らなければいけないというふうには思っているわけでございます。

最後になりますけれども、特別委員会の高久委員長、また松原副委員長、また8名の委員の方々のご苦勞、また、いろいろなことに対しましてのご心痛、そういうものに対して心より敬意を表しますと同時に、事務局に対しましても心より感謝を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 以上で平成20年第4回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成20年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月5日から本日までの20日間にわたりまして開催されました第4回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成20年度那須塩原市一般会計補正予算のほか、合わせて41件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして、皆様から提示されましたご意見等につきましては、今後十分に検討させていただき、できるものから実施をしてまいります。

たいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、現在の我が国の政治・経済情勢は波乱要因を抱えて、混沌としております。一日も早い国政の安定と国民生活の安定を望むものであります。

このような中、平成20年度も折り返し点が近づき、本市の各種事務事業も順調に推移をしておりますが、原油価格の高騰などにより各種施設の維持管理費に大きな影響を及ぼすことが想定される場所があります。当面は歳出、経費の抑制等で乗り切りたいと考えております。

季節は実りの秋を迎え、市内では米の収穫が最盛期を迎えております。

これから市では西那須野産業文化祭、那須塩原市畜産フェア、那須野巻狩まつりなど、市民参加によるさまざまなイベントが開催されます。これらの開催にご尽力を賜ります関係者、関係団体の皆様方に感謝をいたしますとともに、議員各位におかれましては健康に十分に留意をされ、引き続き市政運営にご協力をお願い申し上げ、第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございます。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（植木弘行君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る9月5日から20日間にわたり開催されました平成20年第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。

各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時51分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年9月24日

議 長 植 木 弘 行

署 名 議 員 鈴 木 紀

署 名 議 員 磯 飛 清